



平成 28 年 10 月 19 日

相続関連業務における第四銀行及び中国銀行との提携について

千葉銀行（頭取 佐久間 英利）は、平成 28 年 10 月 19 日（水）、相続関連業務において、第四銀行（頭取 並木 富士雄）、中国銀行（頭取 宮長 雅人）とそれぞれ業務提携いたしましたので、お知らせします。

当行は、平成 18 年より相続関連業務に本体参入し、お客さまの資産や事業の承継に関するニーズにワンストップで対応できる態勢としております。

今般、第四銀行とは「代理店方式」、中国銀行とは「業務委託方式」で業務提携することにより、これまで当行が培ってきた相続関連業務に関する知見やノウハウを両行に提供してまいります。なお、両行とはともに「TSUBASA金融システム高度化アライアンス」※に加盟し、フィンテックや市場・国際業務など様々な分野で連携を強化しております。

「代理店方式」では、第四銀行を当行の相続関連業務の代理店としたうえで、顧客対応などの営業に関する業務を第四銀行に委託します。これにより、第四銀行は自行のお客さまからの相続に関するご相談に直接応じることができ、本体参入した場合と同様、お客さまとのリレーション強化が図れます。

「業務委託方式」では、中国銀行が認可を受けている信託業務に相続関連業務を追加したうえで、当行が事務などの管理業務を受託します。これにより、中国銀行は事務部門を抱えずに本体参入することができ、経営資源を営業面に集中させることが可能となります。

当行は、今後も当行のリソースを活用した相続関連業務での提携拡大を積極的に推進してまいります。

※フィンテックをはじめ先進的なIT技術を調査・研究するために発足した枠組みで、現在、千葉銀行、第四銀行、中国銀行、伊予銀行、東邦銀行、北洋銀行の6行が加盟しています。

以 上